



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 29 日 (火)
号外第 38 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **病院局管理規程** 鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (2) (総務課) 2
- ◇ **病院局訓令** 鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令 (1) (〃) 6
- ◇ **代表監査委員訓令** 鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令 (1) (監査第一課) 9

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局組織規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局組織規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">鳥取県立中央病院</td> <td style="width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療技術局</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養管理室</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">中央滅菌材料室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護局</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療技術局</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養管理室</td> <td style="text-align: center;">1 患者給食及び栄養指導に関すること。 2 給食材料の購入及び保管に関すること。</td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療技術局</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養管理室</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">中央滅菌材料室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護局</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		医療技術局	略		栄養管理室		中央滅菌材料室	看護局		略		略		略		医療技術局	略	栄養管理室	1 患者給食及び栄養指導に関すること。 2 給食材料の購入及び保管に関すること。	<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">鳥取県立中央病院</td> <td style="width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療技術局</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養管理室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護局</td> <td style="text-align: center;">中央滅菌材料室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療技術局</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養管理室</td> <td style="text-align: center;">1 患者給食及び栄養指導に関すること。 2 給食材料の購入及び保管に関すること。</td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療技術局</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養管理室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護局</td> <td style="text-align: center;">中央滅菌材料室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		医療技術局	略		栄養管理室	看護局	中央滅菌材料室	略		略		略		医療技術局	略	栄養管理室	1 患者給食及び栄養指導に関すること。 2 給食材料の購入及び保管に関すること。
鳥取県立中央病院	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療技術局</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養管理室</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">中央滅菌材料室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護局</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		医療技術局	略		栄養管理室		中央滅菌材料室	看護局		略																															
略																																											
医療技術局	略																																										
	栄養管理室																																										
	中央滅菌材料室																																										
看護局																																											
略																																											
略																																											
略																																											
医療技術局	略																																										
栄養管理室	1 患者給食及び栄養指導に関すること。 2 給食材料の購入及び保管に関すること。																																										
鳥取県立中央病院	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療技術局</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養管理室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護局</td> <td style="text-align: center;">中央滅菌材料室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		医療技術局	略		栄養管理室	看護局	中央滅菌材料室	略																																	
略																																											
医療技術局	略																																										
	栄養管理室																																										
看護局	中央滅菌材料室																																										
略																																											
略																																											
略																																											
医療技術局	略																																										
栄養管理室	1 患者給食及び栄養指導に関すること。 2 給食材料の購入及び保管に関すること。																																										

		3 給食用器機器具の管理に関すること。			3 給食用器機器具の管理に関すること。
	中央滅菌材料室	医療器具の洗浄及び滅菌に関すること。			
看護局		1 患者の看護及び診療介助に関すること。 2 看護師、准看護師、助産師及び看護助手の配置、勤務及び保健衛生に関すること。 3 看護師の教育及び研修に関すること。 4 看護学生の教育に関すること。 5 病棟、手術室及び分べん室の管理に関すること。 6 看護に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 7 その他看護に必要な事項に関すること。	看護局		1 患者の看護及び診療介助に関すること。 2 看護師、准看護師、助産師及び看護助手の配置、勤務及び保健衛生に関すること。 3 看護師の教育及び研修に関すること。 4 看護学生の教育に関すること。 5 病棟、手術室及び分べん室の管理に関すること。 6 看護に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 7 その他看護に必要な事項に関すること。
略				中央滅菌材料室	医療器具の洗浄及び滅菌に関すること。
			略		
<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、<u>中央滅菌材料室</u>、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、地域連携センターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6及び7 略</p>			<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、<u>中央材料滅菌室</u>及びがん相談支援室に副室長を、地域連携センターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6及び7 略</p>		

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種類</th> <th style="width:80%;">適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療職 給料表 (別表 第2)</td> <td style="text-align: center;">医療職給 料表(3) 副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、副センター長、副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>別表第4（第3条、第4条関係） 行政職給料表級別職務分類表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">職務の級</th> <th style="width:80%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">1 及び 2 略 <u>3 副室長（医療情報管理室の副室長に限る。）</u> 4 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td style="text-align: center;">1 及び 2 略 <u>3 困難な業務を処理する副室長（医療情報管理室の副室長に限る。）</u> 4 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第5（第3条、第4条関係） ア及びイ 略 ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">職務の級</th> <th style="width:80%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用範囲	略		医療職 給料表 (別表 第2)	医療職給 料表(3) 副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、副センター長、副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師	略		職務の級	職務	略		4 級	1 及び 2 略 <u>3 副室長（医療情報管理室の副室長に限る。）</u> 4 略	5 級	1 及び 2 略 <u>3 困難な業務を処理する副室長（医療情報管理室の副室長に限る。）</u> 4 略	略		職務の級	職務	略		<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種類</th> <th style="width:80%;">適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療職 給料表 (別表 第2)</td> <td style="text-align: center;">医療職給 料表(3) 副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、副センター長、<u>室長（中央滅菌材料室長に限る。）</u>、副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>別表第4（第3条、第4条関係） 行政職給料表級別職務分類表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">職務の級</th> <th style="width:80%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">1 及び 2 略 <u>3 略</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td style="text-align: center;">1 及び 2 略 <u>3 略</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第5（第3条、第4条関係） ア及びイ 略 ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">職務の級</th> <th style="width:80%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用範囲	略		医療職 給料表 (別表 第2)	医療職給 料表(3) 副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、副センター長、 <u>室長（中央滅菌材料室長に限る。）</u> 、副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師	略		職務の級	職務	略		4 級	1 及び 2 略 <u>3 略</u>	5 級	1 及び 2 略 <u>3 略</u>	略		職務の級	職務	略	
種類	適用範囲																																												
略																																													
医療職 給料表 (別表 第2)	医療職給 料表(3) 副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、副センター長、副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師																																												
略																																													
職務の級	職務																																												
略																																													
4 級	1 及び 2 略 <u>3 副室長（医療情報管理室の副室長に限る。）</u> 4 略																																												
5 級	1 及び 2 略 <u>3 困難な業務を処理する副室長（医療情報管理室の副室長に限る。）</u> 4 略																																												
略																																													
職務の級	職務																																												
略																																													
種類	適用範囲																																												
略																																													
医療職 給料表 (別表 第2)	医療職給 料表(3) 副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、副センター長、 <u>室長（中央滅菌材料室長に限る。）</u> 、副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師																																												
略																																													
職務の級	職務																																												
略																																													
4 級	1 及び 2 略 <u>3 略</u>																																												
5 級	1 及び 2 略 <u>3 略</u>																																												
略																																													
職務の級	職務																																												
略																																													

略		略	
5 級	看護師長の職務	5 級	看護師長又は室長（中央滅菌材料室長に限る。）の職務
略		略	

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

病 院 局 訓 令

鳥取県病院局訓令第1号

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局被服交付規程（平成7年鳥取県病院局企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間 (月)	摘要	被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間 (月)	摘要
1 院長、副院長（医師の職務に従事する者に限る。）、医療局長、医療局の副局長、部長（医療局の部長に限る。）、センター長、室長（健診室長、中央滅菌材料室長、血液浄化室長、新生児集中治療室長、がん相談支援室長、内視鏡室長、化学療法室長及び画像診断室長に限る。）、医長、副医長、副室長（女性職員支援室の副室長（医師の職務に従事する者に限る。）、 <u>臨床研修支援室の副室長及び新生児集中治療室の副室長</u> に限る。）、	白衣	2	24		1 院長、副院長（医師の職務に従事する者に限る。）、医療局長、医療局の副局長、部長（医療局の部長に限る。）、センター長、室長（健診室長、血液浄化室長、新生児集中治療室長、がん相談支援室長、内視鏡室長、化学療法室長及び画像診断室長に限る。）、医長、副医長、副室長（女性職員支援室の副室長（医師の職務に従事する者に限る。） <u>及び臨床研修支援室の副室長</u> に限る。）、医師及び歯科医師の職務に従事する職員	白衣	2	24	

る。)、医師及び歯科医師の職務に従事する職員									
略									
10 医療技術局長(管理栄養士の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(管理栄養士の職務に従事する者に限る。)、栄養管理室長、栄養管理室の副室長、副主幹(管理栄養士の職務に従事する者に限る。)、管理栄養主任及び管理栄養士の職務に従事する職員	白衣 白衣 (半袖)	2 1	24 24						
略									
13 副院長(看護師の職務に従事する者に限る。)、看護局長、看護局の副局長、医療技術局の副局長(歯科衛生士の職務に従事する者に限る。)、副センター長、室長(女性職員支援室長に限る。)、副室長(医療安全・感染防止対策室の副室長、女性職員支援室の副室長(看護師の職務に従事するものに限る。))及びがん相談支援室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、副主幹(歯科衛生士の職務に従事する者に限る。)、看護主任、歯科衛生主任、看護師、准看護師及び歯科衛生士の職務に従	看護衣 看護衣 (半袖) 予防衣 ナース 靴 ナース 靴下	3 3 3 2 12 16	36 36 36 12 12 12	中央病院に勤務する職員に限る。 厚生病院に勤務する職員に限る。					
略									
10 医療技術局長(栄養士の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(栄養士の職務に従事する者に限る。)、栄養管理室長、栄養管理室の副室長、副主幹(栄養士の職務に従事する者に限る。)、栄養主任及び栄養士の職務に従事する職員	白衣 白衣 (半袖)	2 1	24 24						
略									
13 副院長(看護師の職務に従事する者に限る。)、看護局長、看護局の副局長、医療技術局の副局長(歯科衛生士の職務に従事する者に限る。)、副センター長、室長(中央滅菌材料室長及び女性職員支援室長に限る。)、副室長(医療安全・感染防止対策室の副室長、女性職員支援室の副室長(看護師の職務に従事するものに限る。))及びがん相談支援室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、副主幹(歯科衛生士の職務に従事する者に限る。)、看護主任、歯科衛生主任、看護師、准看護師及び歯	看護衣 看護衣 (半袖) 予防衣 ナース 靴 ナース 靴下	3 3 3 2 12 16	36 36 36 12 12 12	中央病院に勤務する職員に限る。 厚生病院に勤務する職員に限る。					

事する職員	科衛生士の職務に従
略	事する職員
略	略

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第1号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

鳥取県代表監査委員 山 本 光 範

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（課の分掌事務）</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>監査第一課</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 定期監査に関すること。</p> <p><u>（6） 決算審査（企業会計を除く。）及び基金運用状況の審査に関すること。</u></p> <p>（7） <u>例月現金出納検査（企業会計を除く。）</u>に関すること。</p> <p>（8） 略</p> <p>監査第二課</p> <p>（1） <u>財政的援助団体等監査</u>に関すること。</p> <p><u>（2） 決算審査（企業会計に限る。）</u>に関すること。</p>	<p>（課の分掌事務）</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>監査第一課</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 定期監査（<u>工事監査を除く。以下同じ。</u>）、<u>県が財政的援助を与えているもの等の監査、決算及び基金運用状況の審査並びに健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「財政指標等」という。）の審査</u>に関すること。</p> <p>（6） <u>工事監査</u>に関すること。</p> <p>（7） 例月現金出納検査に関すること。</p> <p>（8） 略</p> <p>監査第二課</p> <p>（1） <u>定期監査、県が財政的援助を与えているもの等の監査、決算及び基金運用状況の審査並びに財政指標等の審査</u>に関すること。</p>

<p>(3) <u>例月現金出納検査(企業会計に限る。)</u>に関する こと。</p> <p>(4) 略</p> <p>監査第三課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>健全化判断比率等の審査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>外部監査に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(職員の職)</p> <p>第4条 職員の職は、事務局長、次長、参事、課長、<u>監査主幹、監査副主幹</u>、主事及び技師並びに特別調査員とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>監査主幹、監査副主幹</u>、主事及び技師並びに特別調査員 上司の命を受け、事務に従事する。</p>	<p>(2) 例月現金出納検査に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>外部監査に関すること。</u></p> <p>監査第三課</p> <p>(1) <u>定期監査、県が財政的援助を与えているもの等の監査、決算及び基金運用状況の審査並びに財政指標等の審査に関すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>例月現金出納検査に関すること。</u></p> <p>(職員の職)</p> <p>第4条 職員の職は、事務局長、次長、参事、課長、<u>監査主幹、監査主任</u>、主事及び技師並びに特別調査員とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>監査主幹、監査主任</u>、主事及び技師並びに特別調査員 上司の命を受け、事務に従事する。</p>
---	---

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。